

健康維持・管理等の家庭常備品の配付について

被保険者の疾病の予防、簡易な病気の早期治療等での健康維持等またメタボリックシンドローム等の予防に役立つ用品の配付を行います。

配付対象 令和6年8月17日及び「健康維持・管理等の家庭常備品」の送付時（令和6年10月以降予定）に本組合の組合員（事業主及び従業員）の方で次の条件を満たす組合員。

◎令和6年3月31日に39歳以下の組合員の方
全員が配付対象となります。

◎令和6年3月31日に40歳以上の組合員の方

令和5年度に当組合が実施した健康診断（特定健康診査、一般健康診断（個別）、一般健康診断（集合）、人間ドック（脳ドックを含む））を受診し、組合に補助金の申請（特定健診、一般健康診断（40歳以上の集合）を除く）をされた組合員の方に配付します。

ただし、令和5年度に組合員とその家族（令和6年3月31日に40歳以上の被保険者）全員が上記の健康診断を受診している組合員が配付対象者となります。

◎上記の条件にかかわらず保険料滞納者は対象外となります。

なお、送付時までに脱退した組合員は配付対象外となります。

- ・ 申込方法 配付該当者には組合報第218号（令和6年8月末予定）に同封する申込書で希望する品目を選択し、指定の用紙に個数等を記入の上、**郵送にて委託事業者宛てにお送りください。※配付対象者の方にのみ申込書を配付します。**

特定保健指導の該当者で特定保健指導を辞退された方は配付しません。

- ・ 申込締切日 令和6年9月30日（消印有効）
- ・ 配付予定日 令和6年11月以降
- ・ 送付先 被保険者証（保険証）に記載している住所となります。
- ・ 贈呈 配付対象者で申込まれた組合員に歯ブラシ2本及び歯磨き粉1本を贈呈します。
※後期高齢者組合員には歯ブラシ及び歯磨き粉の贈呈品は付きません。
- ・ 留意事項
 - ・ 締切日までに申込書のご提出がない場合はお送りいたしません。
 - ・ お申し込みの際は、記号番号・氏名をご確認いただき、電話番号・申込数等をお間違いのないよう記入してください。
なお、電話は日中に連絡の取れる番号をお願いします。
 - ・ 宅配便でお送りいたします。お届け先は、被保険者証に記載の住所となります。
同一送付先の場合は申込者別に分けたセットを一緒にお送りする場合があります。
 - ・ 配付は健康診断を受診された組合員の受診の褒賞として行うものです。
- ・ その他
 - ・ 贈呈の歯ブラシの色、硬さ等は変更できません。

【贈呈予定品】

